

第1回田川東高校跡地活用事業提案審査委員会

日 時：令和5年2月7日（火）14時00分

場 所：田川市役所4階 第2委員会室

- 1 開会
- 2 委員紹介 【資料1】
- 3 審査委員会設置要綱について 【資料2】
- 4 委員長、副委員長の選任
- 5 企画提案資料及び採点資料の説明 【採点表等、提案書一式】
- 6 審査の進め方について 【資料3】
- 7 その他
次回開催について
- 8 閉会

田川東高校跡地活用事業提案審査委員会名簿

| No | 氏名 | 所属 | 区分 |
|----|-------|-----------------------------|------------------------------|
| 1 | 小池 博 | 近畿大学 産業理工学部建築・デザイン学科 教授 | 1号 有識者 (2名) |
| 2 | 鬼塚 香 | 福岡県立大学 人間社会学部社会福祉コース 准教授 | |
| 3 | 稲富 貢 | 大通り区長 | 2号 地元住民 (2名) |
| 4 | 瀬利 宗継 | 下魚町区長 | |
| 5 | 江頭 賢助 | 伊田商店街振興組合 理事長 | 3号 地元団体・ 法人の代表 (2名) |
| 6 | 河合 賢一 | 平成筑豊鉄道㈱ 代表取締役社長 | |
| 7 | 佐藤 元治 | 公認会計士・税理士 | 4号 経営・会計に関する 専門家 (1名) |
| 8 | 田辺 秀一 | 田川市建設経済部産業振興課長 | 5号 田川市職員 (2名) |
| 9 | 大森 敏宏 | 田川市建設経済部都市計画課長 | |

※審査委員名簿は、優先交渉権者の公表まで外部に漏れることがないよう、厳重に管理していただきますようお願いいたします。

田川東高校跡地活用事業提案審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 田川東高校跡地活用事業の提案事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続を厳正かつ公平に行うため、田川東高校跡地活用事業提案審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 企画提案書等の審査及び優先交渉権者の決定に関すること。
- (2) その他公募型プロポーザルを実施する上で委員長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員9名をもって組織する。

- (1) 有識者 2名
- (2) 地元住民 2名
- (3) 地元団体、法人の代表 2名
- (4) 経営・会計に関する専門家 1名
- (5) 田川市職員 2名

2 委員の任期は、施行日から市が事業者を決定する日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を総理し、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設経済部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月11日から施行する。

審査の進め方について

1 スケジュール

| 内容 | 時間 | 備考 |
|----------------------|-----|---|
| プレゼンテーション | 20分 | |
| ↓ | | |
| 質疑応答 | 20分 | ※質疑終了後、公開プレゼンは終了。 委員のみで協議を行い審査結果を決定する。 |
| ↓※別室へ移動 | | |
| 経営状況等に関する 採点アドバイス | 5分 | |
| ↓ | | |
| 採点 | 10分 | |
| ↓ | | |
| 採点表提出 事務局集計 | 5分 | 委員休憩 |
| ↓ | | |
| 委員協議 | | 提案事業者に合否、選定理由を決定 |

2 審査結果について

プレゼンの翌日以降に事業者へ通知及び市HPで公表する。

【公表内容】

優先交渉権者、選定理由、審査委員名簿